

ID: 161

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第8条ただし書
例 規 番 号	昭和38年条例第29号
【根拠条文】 (使用料の還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の還付) 第12条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。 イ 市が公益上の都合によつて使用許可を取り消したとき。 (2) 80パーセントを還付する場合 大ホール、小ホール及び楽屋にあつては、使用者が使用日前6月までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 (3) 50パーセントを還付する場合 大ホール、小ホール及び楽屋にあつては、使用者が使用日前3月までに、本館各室及び展示ロビーにあつては、使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 (4) 月額的全額を還付する場合 陳列窓にあつては、使用者が使用残期間が1月以上の場合で使用の取消しを申し出て認められたとき。 (5) 過納となつた額の全額を還付する場合 第8条の規定による使用の変更が認められた場合で、既に納めた使用料の額が過納となつたとき。 2 条例第7条の2の規定による附属設備等の使用料を前納した場合で、使用者が使用の取消しを事前に申し出て認められた場合は、前納した額の全額を還付する。 3 前2項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第5条第2項に定める方法により使用許可の申請を行つた者については、この限りでない。	
標準処理期間	14日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年4月1日